

二級・木造建築士免許申請（その他の届出）書類一覧

区分	申請・届出書	様式	根拠条文	提出期限
二級・木造建築士 死亡届	死亡届	事務取扱要領 第5号様式	法第8条の2第1号	死亡の日から30 日以内
	戸籍謄本又は抄本		運用	
	免許証		運用	
二級・木造建築士 免許取消申請書	免許取消申請書	事務取扱要領 第6号様式	細則第9条第1項	
	免許証		細則第9条第1項	
二級・木造建築士 失踪届	失踪宣告届	事務取扱要領 第7号様式	細則第9条第2項	失踪宣告の日か ら30日以内
	戸籍謄本又は抄本		運用	
	免許証		運用	
二級・木造建築士 被後見人（被保佐人） 開始審判届	開始審判届	事務取扱要領 第8号様式	細則第9条第3項	審判の日から30 日以内
	登記事項証明書		運用	
	免許証		運用	
二級・木造建築士 免許取消届出書	取消届出書	事務取扱要領 第9号様式	法第8条の2第3号	該当するに至っ た日から30日以 内
	戸籍謄本又は抄本		運用	
	免許証		運用	
法5条の2第1項～第3 項の変更（本籍、住所、 氏名、勤務先の名称・所 在地の変更）	住所等の届出	県施行細則 第三号様式	細則第11条	変更の日から3 0日以内